平成２２年（フ）第１５０９号
さいたま市西区大字佐知川238番地12
債務者　佐保田久枝
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３５９号
埼玉県越谷市大字大泊575番地７
債務者　那須野　均
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３９３号
埼玉県春日部市備後東１丁目７番16―303号、旧住所埼玉県春日部市緑町４丁目３番８号
債務者　吉川　恵子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４０１号
埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野41番地１北條宅、住民票上の住所埼玉県草加市吉町２丁目５番12―305号
債務者　近藤　美穂（旧姓北條）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４２９号
埼玉県三郷市彦江１丁目187番地１
債務者　若狭　　勲
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４７４号
埼玉県八潮市大字大曽根426番地２
債務者　小倉　佐織（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４８２号
埼玉県越谷市蒲生南町19番52号
債務者　緒方　陽子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５１３号
埼玉県春日部市栄町１丁目71番地１　グランドメゾンかすかべＢ―202
債務者　藤野理恵子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５３６号
埼玉県所沢市有楽町６番15号　リバーサイドヴィラ有楽Ａ―103
債務者　吉本　忠徳
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５３７号
埼玉県所沢市有楽町６番15号　リバーサイドヴィラ有楽Ａ―103
債務者　河野　澄子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６４２号
埼玉県川越市大字古谷本郷1390番地
債務者　荒井　　勲
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６７９号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井319番地４森の里団地２―305号
債務者　鈴木　裕之
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６８３号
埼玉県ふじみ野市新田１丁目１番７号　セントラルプレイン305
債務者　小野　貴之
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６９７号
埼玉県川越市岸町１丁目29番地46
債務者　小野寺礼子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７０５号
埼玉県鶴ケ島市大字高倉169番地１
債務者　梶田美由紀（旧姓寒河江）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７１０号
埼玉県所沢市大字下安松1578番地の11
債務者　附柳　達雄
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７１２号
埼玉県富士見市羽沢１丁目７番33号
債務者　加藤　正明
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部